

令和6年度白石町予防接種

○予防接種の種類等

予防接種の種類等		予防接種対象者の範囲 (白石町に住所を有する者)		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所	
A 類 疾 病	個 別 接 種	4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)	1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	佐賀県予防接種 広域化実施要領 に規定する実施 医療機関 (別紙2)
		3種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風)	1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
		2種混合(ジフテリア・破傷風)	2期	11歳以上13歳未満の者	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
		5種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・Hib(ヒブ)感染症)	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
		麻しん(単独) 風しん(単独) 麻しん・風しん混合	1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
			2期	5歳以上7歳未満の者であって、就学前1年間の間にあるもの		
		日本脳炎	1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
			2期	9歳以上13歳未満の者		
			※平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者については、予防接種実施規則附則第2条第1項から第3項の規定により接種を行うこととする。			
			※平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者で20歳未満にある者については、予防接種実施規則附則第3条1項から第5項の規定により接種することとする。			
		不活化ポリオ	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
		BCG	生後12月に至るまでの間にある者		令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
		Hib(ヒブ)感染症 予防接種	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
		小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
		ヒトパピローマウイルス 感染症(子宮頸ガン予 防ワクチン)	小学6年生から高校1年生相当の女子		令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
			平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子		令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
		水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
		B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者		令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
風しん(単独) 麻しん・風しん混合	5期	昭和37(1962)年4月2日から昭和54(1979)年4月1日の間に生まれた男性	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで			
	ロタウイルス感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン (商品名:ロタリックス)	出生6週0日後から24週0日後までの間にある者	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで		
五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン (商品名:ロタテック)		出生6週0日後から32週0日後までの間にある者				

予防接種の種類等		予防接種対象者の範囲 (白石町に住所を有する者)	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
B 類 疾 病	高齢者等 インフルエンザ	65歳以上の者	令和 6年10月 1日から 令和 7年 1月31日まで	佐賀県予防接種 広域化実施要領 に規定する実施 医療機関 (別紙2)
		60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓 又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が 極度に制限される程度の障害を有するもの及び ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常 生活がほとんど不可能な程度の障害を有するも の(身体障害者1級程度のもの)		
	高齢者の肺炎球菌	65歳の者(66歳の誕生日の前日まで)	令和 6年4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
		60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓 又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活 動が極度に制限される程度の障害を有するもの 及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に 日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有す るもの(身体障害者1級程度のもの)		

※予防接種法施行令第3条第2項の規定に基づき定期の予防接種の機会を逸した者に対して、所定の手続きを取り、接種可能と判断された日から起算して2年(高齢者の肺炎球菌については1年)を経過する日までの間(一部の定期接種については年齢制限あり)に接種する者も対象になる。(ロタウイルス感染症及びインフルエンザを除く)。

※高齢者の肺炎球菌について

これまでに、23価肺炎球菌^{キョウ}荚膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。

○予防接種を受けるに当たって注意すべき事項(A類疾病)

「予防接種ガイドライン2024年度版(財団法人予防接種リサーチセンター発行)」記載のとおりとする。

○定期予防接種に要する費用(A類疾病)

全額公費負担とする。

○定期予防接種に要する費用(B類疾病)

一部公費負担とする。